

東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻学位授与基準

東京医療保健大学学位授与方針に基づき、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程及び博士課程に係る学位授与基準（以下「学位授与基準」という。）を次のとおり定める。

（学位）

第1条 本学において授与する学位は修士及び博士とする。

（専攻分野の名称）

第2条 修士または博士の学位に付記する専攻分野の名称は、課程・コースごとに次のとおりとする。

修士課程高度実践看護コース、高度実践公衆衛生看護
コース及び看護科学コース

看護学

修士課程高度実践助産コース

助産学

博士課程

看護学

（学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、東京医療保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第26条の2第1項、第2項、第3項及び第4項により本研究科修士課程高度実践看護コース、高度実践助産コース、高度実践公衆衛生看護コース及び看護科学コースにおいて、修士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、大学院学則第26条の2第5項により博士課程を修了した者に授与する。

（学位の授与）

第4条 学長は、前条に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与するものとする。

2 学長は、学位を授与できない者に対し、その理由を通知するものとする。

（学位授与の報告）

第5条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨等の公表)

第6条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第7条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文をインターネットの利用により公表し、「東京医療保健大学審査学位論文(博士)」と明記するものとする。ただし、学位を授与される前にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

(学位の表示)

第8条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(東京医療保健大学)」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第9条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、あるいは学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科教授会の審議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(諸様式)

第10条 学位記の様式は、別に定める。

(その他)

第11条 この学位基準に定めるもののほか、必要な事項については、研究科長が研究科教授会の審議を経て、定める。

附 則

1 この学位授与基準は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

1 この学位授与基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学位授与基準は、平成31年4月1日から施行する。